

令和8年4月小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和8年5月1日)

招集年月日	令和8年4月20日(月)	
招集場所	小川総合支所 3階 大会議室	
開催日時	令和8年4月27日(月) 開会 午後1時20分 閉会 午後2時30分	
出席者 (★:議事録署名員)	羽鳥 文雄 教育長	★ 廣戸 隆 委員(職務代理者)
	中村 三喜 委員	山口 和弘 委員
	小仁所 浩 委員	高橋 晃子 委員
欠席者	なし	
傍聴者	なし	
事務局職員	教育部長 朝比奈 公俊 教育指導課 課長 大野 和成 生涯学習課 課長 島田 広幸 文化芸術課 課長 山口 高容 教育企画課 課長補佐 磯辺 桂子	理事 狩谷 秀一 教育企画課 課長 関川 克己 スポーツ推進課 課長 菅澤 和則 教育企画課 主幹 笹目 翔太郎
付議事件 (提出議案)	※ 別紙の通り ※	
事業等報告	(1) 学校教育関係について (2) 教育課題等について (3) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について	教育指導課 (指導係) 教育指導課 (指導係) 教育指導課 (庶務・学務係)

別紙

※付議事件一覧

(1) 議案

議案第 33 号 小美玉市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 34 号 小美玉市立幼稚園評議員の委嘱について

議案第 35 号 小美玉市指定有形民俗文化財の指定に関する諮問について

(2) 報告

報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市学校運営協議会委員の任命について)報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市いじめ問題専門委員会委員の任命について)報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市学校事務の共同実施における総括事務長及び事務長の任命について)報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市学校給食献立会議員の任命について)報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市スポーツ推進委員会委員の任命について)報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市教育支援委員会委員の任命について)報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市青少年相談員の委嘱について)

(3) 協議

協議第 1 号 小美玉市教育振興基本計画策定に係る審議会の在り方について

1. 開 会・

○ 羽鳥教育長

皆さん、こんにちは。着座にて失礼します。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、小美玉市教育委員会会議「4月定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、令和8年度教育委員会事務局の体制を、自己紹介の形でさせていただきます。

(各自自己紹介)

令和8年度も、各課連携・協力しながら、「チーム教育委員会」として取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、新学期が始まり、子どもたちが登校して約3週間が過ぎましたが、新入生や新入園児を含め、一つ上の学年に進級した子どもたちは、明るく元気に学校生活や幼稚園生活のスタートを切りました。年度のスタートは何かと忙しく、慌ただしいものですが、各学校・幼稚園の教育活動も、今のところ順調と感じております。

また、PTA総会や授業参観が先週金曜日までに各学校で実施されました。学校だけの学校運営や教育活動には限界がありますので、PTAや地域の方々の協力は必要不可欠と考えております。

今以上に「学校・地域・家庭」がそれぞれの役割を果たしながら、「子育ての良きパートナー」として連携・協力を図っていきたいと考えております。

間もなく、ゴールデンウィークを迎えます。長期休暇期間に心配されるものに「交通事故」や「水の事故」、「不審者による事件・事故」が挙げられます。

これらの未然防止に関する注意喚起について、校長会を通じて各学校に指導しました。

何事もなく、ゴールデンウィーク明けに子どもたちが登校してくれることを願っています。

本日は、議案が3件、報告が7件、協議が1件、そして、事業等報告、その他となっておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

2. 議事録署名委員の選任

廣戸委員

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、廣戸委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。(廣戸委員：はい。)

それでは、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

「3月定例会」の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見ご質問、お気づきの点がありましたら、よろしくお願いいたします。

特にないでしょうか。よろしいですか。(委員：発言無し)

それでは議事録は、承認とさせていただきます。

4. 付議事件の宣告

○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配付させていただいた資料としましては、

(1) 議案

議案第 33 号 小美玉市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 34 号 小美玉市立幼稚園評議員の委嘱について

議案第 35 号 小美玉市指定有形民俗文化財の指定に関する諮問について

(2) 報告

報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市学校運営協議会委員の任命について)

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市いじめ問題専門委員会委員の任命について)

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市学校事務の共同実施における総括事務長及び事務長に任命について)

報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市学校給食献立会議員の任命について)

報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市スポーツ推進委員会委員の委嘱について)

報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市教育支援委員会委員の任命について)

報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市青少年相談員の委嘱について)

(3) 協議

協議第 1 号 小美玉市教育振興基本計画策定に係る審議会の在り方について

以上、議案 3 件と報告 7 件、協議 1 件となります。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。

「非公開」にするものとしては、

次第の「6 事業等報告」のうち、「(2) 教育課題等について」と「(3) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について」、これらは、個人情報に関するものが含まれているため、本会議及び議事録において、非公開としたいと思います。

また、「7 その他」についても、本会議では非公開としたいと思います。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員：異議無し)

それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

5. 付議事件の審議

○ 羽鳥教育長

それでは、審議に入ります。

まず初めに、(1) 議案となります。

議案第33号「小美玉市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、小美玉市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則第2条第2号の規定に基づき、規則の改正について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、教育指導課より説明願います。

■ 議案第33号 小美玉市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

可 決

○ 狩谷理事

議案第33号について、ご説明いたします。

本議案の提案理由でございますが、文部科学省から発出されております「出席停止制度の適切な運用」との整合性を図るにあたり、所要の改正を行うため、同規則を改正するものです。

4ページの新旧対照表をご覧ください。

性行不良による出席停止の手続きについて規定している第8条の2のうち、出席停止を決定する場合の意見聴取を現行では、児童生徒のみとしておりましたが、改正案として、児童生徒と保護者とし、保護者の意見聴取も行う旨、改正するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第33号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第33号は、可決とさせていただきます。

続いて、議案第34号「小美玉市立幼稚園評議員の委嘱について」は、本会規則第2条第7号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育指導課より説明願います。

■ 議案第34号 小美玉市立幼稚園評議員の委嘱について

可 決

○ 大野教育指導課長

議案第34号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、小美玉市幼稚園評議員要綱第3条の規定に基づき、この案を提出するものです。

次のページをご覧ください。

令和8年度幼稚園評議員の案となります。

評議員の定数は5名以内とし、各園資料記載の方を評議員として委嘱するものです。

なお、昨年度からの変更点として、よつば幼稚園の島田氏が新任となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 羽鳥教育長
 担当からの説明が終わりました。
 ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 廣戸委員
 今年度の人選について、異論はありません。
 来年度以降の人選にあたっての意見として、事務局で検討して欲しいと思います。
 ここ数年の人選を見ると、保護者や卒園して数年が経った保護者が委嘱されているように見受けられます。
 幼児教育を考えた時に、有識者や地域に根差した幼児教育を推進できるような方を評議員にすることで、より充実したものになると考えますので、今後検討していただきたいと思います。

○ 大野教育指導課長
 委員ご指摘の点について、今後検討してまいりたいと思います。

○ 羽鳥教育長
 その他、いかがでしょうか。
 特に無いようですので、採決に移ります。
 議案第34号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)
 ご異議無しと認め、議案第34号は、可決とさせていただきます。

続いて、議案第35号「小美玉市有形民俗文化財の指定に係る諮問について」は、小美玉市文化財保護条例第33条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めらるるものでございます。
 生涯学習課より説明願います。

.....

■ 議案第35号 小美玉市有形民俗文化財の指定に関する諮問について

可 決

○ 島田生涯学習課長
 議案第35号について、ご説明いたします。
 提案理由でございますが、指定申請書2件を受理したため、この案を提出するものです。
 文化財指定に関する諮問等については、平成26年度以来となりますので、詳細の説明については、文化財担当の本田より説明させていただきます。

○ 本田生涯学習課課長補佐（文化財係）
 生涯学習課の本田でございます。
 議案第35号について、ご説明させていただきます。
 まず初めに、指定申請書を受理しました2件の文化財候補でございますが、いずれも小川地内の素鷲神社が所有しているもので、「神輿」1基と「踊屋台」1基、「茶台駕籠」1基ほか装飾品及び祭礼関係文書でございます。
 神輿は、地元の大工棟梁の雨ヶ谷八十吉が担い、1926年（大正15年）に建造されたもので、その後、1984年（昭和59年）に復元修理を行っております。
 同神輿の特徴としては、「台輪」と呼ばれる台座部分の前後左右4カ所に担ぎ棒を差し込む穴が開いており、この棒を使って神輿を左右に大きく振る素鷲神社祇園祭独自の「神輿揉み」を行うことができます。

次に、踊屋台（附属茶台駕籠他装飾品）及び祭礼関係文書ですが、全て7月に執行される「祇園祭」の祭事に関連するものでございます。

踊屋台は、前部分が舞台となる曳き屋台でございます。

この屋台を用いて、「年番」と呼ばれる余興を当番町が行います。

作者は神輿と同様、雨ヶ谷八十吉で、建造は1925年（大正14年）でございます。

また、屋台のほか資料にあるような附属品がございます。

かつて、踊屋台は霞ヶ浦北岸地域の祭礼で巡航されていましたが、石岡型の「山車」や「幌獅子」の流行より廃れてしまい、現在では、素鷲神社の基本祭のみとなってしまいました。

茶台駕籠は、水分補給のための道具が積まれた踊屋台の巡航に先導する「曳山」で、江戸時代には錦絵などに描かれていましたが、現在では、「秩父夜祭」や「川越祭り」に残る程度となってしまいました。

文書は、祭礼に関する規約、踊屋台の寄贈者である「伊能 林兵衛」氏の名が記された「家臺（やたい）新調明細簿」があり、その他、年番の執行状況を各年番町が大正13年から現在に至るまでの書き綴った「年番記録帳」があります。

次に、文化財指定に至る経緯と今後の流れについてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

文化財の指定にあたっては、申請されたものが文化財として指定するに相応しいものであるか、市文化財保護審議会へ諮問し、同審議会において審議がされます。

答申として、審議結果を受け、条例第33条第1項の規定に基づき、文化財として指定するか否かの決定を教育委員会が行い、告示をもって文化財の指定となります。

最後に、11ページをご覧ください。

小美玉市文化財保護条例第33条第2項の規定に基づく、文化財保護審議会への諮問書の案でございます。

内容については、先ほどご説明した部分と重複しますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 羽鳥教育長

担当からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

議案第35号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、議案第35号は、可決とさせていただきます。

（ 本田生涯学習課課長補佐 退室 ）

続いて、（2）報告に移ります。

報告第7号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市学校運営協議会委員の任命について）」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めるとでございます。

教育指導課より報告願います。

■ 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

（小美玉市学校運営協議会委員の任命について）

承認

○ 狩谷理事

報告させていただきます。

令和8年度小美玉市学校運営協議会委員について、13 ページから 20 ページにかけ、各学校の委員名簿を載せさせていただきました。

全ての学校で、新たに任命した方がいらっしゃいます。

ご覧いただき、ご意見等を賜ればと思います。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

ここで少し時間を取りますので、名簿をご覧いただき、お気づきの点等がございましたら、ご発言ください。

いかがでしょうか。特に無いようですので、採決に移ります。

報告第7号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第7号は、承認することといたします。

続いて、報告第8号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市いじめ問題専門委員会委員の任命について）」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めるものでございます。

教育指導課より報告願います

■ 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

(小美玉市いじめ問題専門委員会委員の任命について)

承認

○ 狩谷理事

報告させていただきます。

令和8年度・9年度と同委員会の委員については、名簿記載の通りとなります。

専門分野別に、法律の分野から、茨城県弁護士会より1名、医療の分野から、茨城県県央医師会より1名、心理の分野から、茨城県公認心理士協会より1名、福祉の分野から、茨城県社会福祉士会より1名、教育の分野から、茨城大学より1名を任命させていただきました。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問及びご確認等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

確認ですが、今回任命した各委員は、各委員が所属する団体等からの推薦に基づき、任命したということでしょうか。

○ 狩谷理事

委員ご発言の通りで、各委員が所属する団体等からの推薦に基づき、任命をさせていただきました。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第8号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第8号は、承認することといたします。

続いて、報告第9号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市学校事務の共同実施における総括事務長及び事務長の任命について）」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めます。

教育指導課より報告願います

■ 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

(小美玉市学校事務の共同実施における総括事務長及び事務長の任命について)

承認

○ 大野教育指導課長

報告させていただきます。

24ページをご覧ください。

定数3名に対し、総括事務長1名、美野里地区の事務長1名、小川・玉里地区の事務長1名を任命し、任命者については、名簿記載の通りとなります。

人事異動に伴い、美野里地区の事務長が新任での任命となります。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問及びご確認等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第9号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第9号は、承認することといたします。

続いて、報告第10号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市学校給食献立会議員の任命について）」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めます。

教育指導課より報告願います

■ 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて

(小美玉市学校給食献立会議員の任命について)

承認

○ 大野教育指導課長

報告させていただきます。

26ページをご覧ください。

定数12名のうち、人事異動に伴う新任者が4名となります。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問及びご確認等がありましたらお願いいたします。

◎ 廣戸委員

これは条例の問題だと感じているのですが、学校給食の献立に関わるという一点で、各学校の代表者を会議員として任命している現状があると思います。

しかし実際は、栄養教諭が主体となって献立を作成しているため、各学校から教諭を献立会議員として招集する必要が無いのではないかと考えます。

各学校から選出された教諭は、食の専門家ではなく、一般教諭1名を充て職のような形で選出しているため、献立会議に参加しても、献立に関する意見はほとんど出せていないと思います。

私個人としては、一般教諭特に担任を受け持つ教諭は極力学校に居ていただくことがベストと考えていますので、一般教諭が献立会議に参加するということは、子どもたちの授業を不在にしなければならないという点で、問題ではないかと感じています。

本市の場合は、給食センターでセンター勤務の栄養士と各中学校の栄養教諭が連携・協力し献立を作成しているため、各学校から会議員を選出する必要はなく、現状にそぐわないと考えます。

改善の良い例として、学校事務の共同実施を参考にさせていただきたいと思います。

共同実施が始まり、各地区の代表者だけが打合せをして、その後各地区の学校と共有するというシステムができ、効率化を図れていますので、給食についても、同様の体制を構築することで、一般教諭を不在にする必要が無くなるのではないかと考えます。

ただ、現状として、条例施行規則に明記されていますので、規則の改正を含めて、事務局で検討していただきたいと思います。

○ 朝比奈教育部長

委員からのご意見をもとに、事務局内で検討し、現状からの改善が見込める場合には、規則改正を含め、改めて教育委員会へご相談させていただければと思います。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第10号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第10号は、承認することといたします。

続いて、報告第11号「専決処分の承認を求めることについて(小美玉市スポーツ推進委員会委員の任命について)」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めます。

スポーツ推進課より報告願います

■ 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市スポーツ推進委員会委員の任命について)

承認

○ 菅澤スポーツ推進課長

報告させていただきます。

28ページをご覧ください。

構成員22名のうち、再任21名、新任1名を任命しました。

22名のうち、No.16・17・22は市外在住者ではございますが、もともと市内在住であったこと、勤務先が市内であることから、任命させていただきました。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問及びご確認等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第11号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第11号は、承認することといたします。

続いて、報告第12号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市教育支援委員会委員の任命について）」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めるものでございます。

教育指導課より報告願います

■ 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市教育支援委員会委員の任命について)

承認

○ 狩谷理事

報告させていただきます。

30ページをご覧ください。

委員定数15名のうち、新たに8名を任命しました。

このうち7名は、今年度の人事異動に伴う任命となります。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問及びご確認等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第12号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第12号は、承認することといたします。

続いて、報告第13号「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市青少年相談員の委嘱について）」は、本会規則第4条の規定に基づき専決処分をしたので、同規則第5条第2号の規定により、教育委員会の承認を求めるものでございます。

生涯学習課より報告願います

■ 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて
(小美玉市青少年相談員の委嘱について)

承認

○ 島田生涯学習課長

報告させていただきます。

32ページをご覧ください。

今回は、人事異動に伴う市内各学校の生徒指導主事の先生方9名の委嘱となります。

9名中、新任4名、再任5名となります。

報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

担当からの報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご意見・ご質問及びご確認等がありましたらお願いいたします。

特に無いようですので、採決に移ります。

報告第13号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第13号は、承認することといたします。

続いて、(3) 協議に移ります。

協議第1号「小美玉市教育振興基本計画策定に係る審議会の在り方について」は、令和10年度に新たな計画を策定するにあたり、令和8年度・9年度の2カ年にわたり計画の内容を審議する審議会の在り方について、教育委員会の意見を求めるものでございます。

教育企画課より説明願います。

■ 協議第1号 小美玉市教育振興基本計画策定に係る審議会の在り方について

○ 関川教育企画課長

ご説明させていただきます。

提案理由でございますが、小美玉市総合計画と教育振興基本計画を合冊するにあたり、審議会の在り方について、教育委員会の意見を求めるため、この案を提出するものです。

34ページをご覧ください。

現行の教育振興基本計画は、平成30年3月に策定され、令和5年3月に中間見直しを行いました。

同計画は、令和9年度末で計画期間が満了となるため、今年度と来年度の2年間で計画を策定する予定としております。

現行の計画体系及び策定プロセスについてご説明いたします。

まず、計画体系ですが、現状として、総合計画や教育大綱、教育振興基本計画、生涯学習推進計画、スポーツ推進計画は、それぞれ独立した計画として位置付けております。

次に、策定プロセスですが、教育振興基本計画は、上位計画である市総合計画及び教育大綱との整合性を図りつつ、教育全般については、教育振興基本計画審議会、生涯学習分野については、社会教育委員兼公民館運営審議会、スポーツ分野については、スポーツ推進審議会において、それぞれの審議会からの答申を受け策定しております。

これら独立した諸計画を合冊するにあたってのイメージ図として、計画体系案をご覧ください。

次期計画については、国からの通知や法令改正に伴い、関連する計画との一体的な策定や上位計画との統合が可能になったことを踏まえ、市総合計画と一体的な策定を行うこととなりました。

なお、市総合計画は、第3章に基本目標を5つ掲げており、基本目標2「人を育てる学び場づくり」のうち、基本施策2から5が教育に関する内容であるため、その専門性からこの部分については、教育委員会が主導で策定する方針となりました。

次のページをご覧ください。

本協議の前提となりますが、第一に、国からの通知及び法令改正を踏まえ、行政の効率化を図るため、総合計画と教育振興基本計画を合冊して作成することに問題はございません。

第二に、総合計画審議会委員として、教育委員が参画しているため、総合計画に教育委員会の考えが反映されているかのチェック機能が働きます。

最後に、教育振興基本計画審議会は、条例の定めにより、計画を策定する際に設置することとなっております。

これらを踏まえ、事務局として2つのパターンがあると考え、ご意見を頂戴したいと思っております。

まずパターンAでございますが、総合計画と一体的な策定により、教育に関する部分についても、総合計画審議会内で審議されることと、同審議会には、教育委員が参画していることから、教育振興基本計画審議会は廃止し、生涯学習及びスポーツ分野については、引き続き、各審議会へ諮問した上で、教育委員会が主導で策定する方法となります。

続いて、パターンBでございますが、教育振興基本計画審議会は維持したまま、学校教育分野に関する調査・審議を行うものとし、生涯学習及びスポーツ分野については、各審議会へ諮問する方法となります。

いずれの場合においても、総合計画の一部となるため、総合計画審議会での審議は行われること申し添えます。

説明は以上でございます。

ご意見等賜りますようお願い申し上げます。

◎ 高橋委員

今後の市としての方向性を決める計画はとても重要なことだと思います。

廣戸委員からもありましたが、学校現場が教育に集中できる環境を整えることが大切と考えますので、個人的には、学校以外の場所で、子どもたちのスポーツ活動や文化活動がより豊かにする「部活動の地域移行」に関する施策を新たな計画に盛り込んでいただきたいと思っております。

しかし、先ほどご説明いただきました、パターンBでは、教育振興基本計画審議会の役割が従前の教育全般から学校教育に限定されてしまう印象を持ちます。

また、「部活動の地域移行」に関して言えば、学校教育分野またはスポーツ分野だけで検討することではなく、双方で検討すべき課題だと思いますので、その点の展望をお聞かせください。

○ 関川教育企画課長

いずれの場合も、最終的に計画素案の答申を教育委員会が受けますが、その過程で経過をご報告させていただきますので、委員ご発言の今後取り組むべき課題等を盛り込むことは可能と考えます。

2つの案で異なるのは、教育振興基本計画審議会を維持するか否かが大きなポイントで、生涯学習及びスポーツに関する分野を審議する組織がある一方で、学校教育に関する分野を審議する組織を廃止することの妥当性を事務局で検討するにあたり、各審議会での主な審議内容を資料には記載しております。

そのため、関連する課題に対する施策を検討するにあたり、各審議会の意見を聴取することは可能と考えます。

また、各審議会の下部組織として、「教育振興基本計画等策定委員会」を設置しており、この組織は、関係部課長等で構成しておりますので、同委員会である程度の方向性を示すことも可能と考えます。

○ 羽鳥教育長

いずれにしても、市総合計画と合冊するということは、市長部局と教育委員会の考えを擦り合わせて策定するという認識で間違い無いですか。

○ 関川教育企画課長

市総合計画と教育大綱は、市長部局が策定するものとなり、合冊する「教育振興基本計画」は、教育委員会が主導で策定する形となりますが、完全に独立した計画での位置づけは無くなりますので、市全体の方向性を見ながら策定することとなります。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

◎ 中村委員

パターンBとするにあたって、人によって考え方や得意分野・不得意分野が異なると思いますので、人選が重要と考えます。

審議内容を鑑みた上で、人選は相当慎重にすべきで、厳正に進めていただきたいと思います。

○ 関川教育企画課長

教育振興基本計画審議会委員は、定数及び委員となる者を条例に定めております。

現行の計画策定にあたっての審議会委員でございますが、有識者として県内私立大学の教授を会長として招聘し、その他市議会議員、小学校長、中学校長、義務教育学校長、幼稚園長の代表者、関係団体の代表者、その他委員として、元教育委員等を委嘱しております。

今後、委嘱者を検討するにあたっては、委員ご発言の通り、人選には留意したいと考えます。

○ 羽鳥教育長

その他、いかがでしょうか。

特に無いようですので、本協議については、教育振興基本計画審議会は引き続き設置し、その他詳細については、都度協議することとし、協議を終了します。

6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

続いて、事業等報告に移ります。

まず(1)学校教育関係について 教育指導課指導係より報告願います。

.....

■ 学校教育関係について

○ 狩谷理事

資料に沿ってご報告させていただきます。

1 学校関係(5月の学校関係行事)についてでございます。

来月は、美野里中を筆頭に各学校で運動会や体育祭が予定されており、6月までに市内全ての学校で実施される予定です。

また、中学校及び義務教育学校後期課程で修学旅行が予定されており、京都・奈良方面となります。

最後に、教員採用試験の一次試験が来月10日日曜日に予定されており、市内に勤務している講師の多くが受験すると報告を受けています。

報告は以上でございます。

- 羽鳥教育長
担当からの報告が終わりました。
委員の皆さまから、確認等がありましたらお願いいたします。

(質疑等無し)

無いようですので、次に移ります。

.....

■ 教育課題について ※非公開※

.....

■ 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について ※非公開※

.....

7. その他

- 羽鳥教育長
次第の7 その他になります。
まず、委員の皆様から何かありますか。
無いようですので、事務局からお願いします。

<事務局から(概要)>

令和8年度年間事業計画及び工事発注見通し(教育委員会抜粋)
教育委員会事務局所管の年間事業計画及び工事発注見通しを提示した。

5月定例会について

令和8年5月25日(月)13時30分から
小川総合支所 3階 大会議室

8. 閉 会

- 羽鳥教育長
他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。
委員の皆様には慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、小美玉市教育委員会会議4月定例会を閉会とさせていただきます。
大変お疲れ様でした。

教 育 長

議事録署名委員
